

◆業務停止期間中における**確認審査業務等**の取扱い（業務停止期間 令和4年7月20日(水)より8月19日(金)までの1箇月間）

業務停止期間中に実施できない業務		業務停止期間中に実施できる業務	
1	◆確認に係る新たな契約行為（確認申請） ・建築物・工作物・昇降機の確認申請の引受 ・事前審査の引受	1	◇令和4年7月19日までに引受した案件の審査及び確認済証の交付 ・建築物・工作物・昇降機（確認申請・計画変更）
2	◆確認検査の業務を追加する行為（計画変更） ・建築物・工作物・昇降機の計画変更の引受	2	◇各種届出の受領及び報告等 ・軽微な計画変更届（※規則第3条の2に該当するものに限る） ・取下・工事取止届、名義変更届、施工者等選任届、誤記訂正届 等
3	◆建築計画に関わる事前相談 ・窓口相談・メール相談・電話相談 ・計画変更に係る相談	3	◇当協会の他の業務 ・フラット35、住宅瑕疵担保責任保険、住宅性能評価 ・長期優良住宅、省エネ適合性判定 ・定期報告業務 等の確認検査業務以外の業務は実施しています。
その他	※確認申請提出時には、施行規則第1条の3に規定する図書の添付が必要となりますので、事前に確認をお願いします。 ※電子による確認・検査申請については、書類確認に時間を要することや業務停止期間直前で申請が集中することが予測されますので、できるだけ 7月15日(金) までに申請をお願いします。（振込の場合は事前にご相談下さい）		

確認申請

業務停止期間中の対応

